

旭川市立永山南小学校
学校いじめ防止基本方針



令和元年5月

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決してゆるされない行為です。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、いじめから子どもを救うためには、子どものみならず、周りの大人一人一人が、「いじめは絶対にゆるされない」、「いじめは卑きょうな行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。

旭川市からは、これまでも、いじめの防止等の取組が適切に進められるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定する際の指針となる案が配付されました。また、子ども自らがいじめの問題について学び、主体的に考えるよう、「学校いじめ防止基本方針(児童生徒版)」を策定するための案も配付されました。

「永山南小学校 学校いじめ防止基本方針」は、旭川市いじめ防止基本方針の内容を踏まえるとともに、これまで本校が推進してきた取組や子どもの取組の成果を反映させ、家庭、地域、地域にお住まいの方々、関係機関との連携の下、子どもたちの心身の健やかな成長に資するよう、いじめ防止を推進するために策定したものです。

目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの理解	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 永山南小学校が実施するいじめの防止等の取組	4
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 子どもが主体となった取組の推進	
(3) 学校いじめ対策組織の設置	
(4) いじめ防止の取組	
(5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	
(6) いじめへの対処	
(7) いじめの解消	
(8) いじめの重大事態への対応	
(9) いじめの防止等に関係する機関,保護者との連携	
(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処, 保護者との連携	
(11) 取組の周知	
(12) 学校いじめ防止基本方針の見直し	
2 資 料	
(1) 早期発見・事案対処マニュアル	
(2) 重大事態発生後の対応フロー	
(3) いじめ防止プログラム	

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての子どもに関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として講じられます。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解させなければなりません。

さらに、いじめを受けた子どもの生命・心身の保護が重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、他学校、家庭、地域、その他関係機関と連携を取り合いながらいじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

なお、本基本方針において「学校」とは、永山南小学校を、「子ども」とは本校に在籍する子どもを示しています。

いじめを理解するにあたっては、次のことに留意します。

- いじめを受けた子どもの中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「家の人に心配をかけたくない」等の理由で、事実を否定する子どもがいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもや周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- インターネットを通じたいじめ等、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、心身の苦痛を感じていない場合も、いじめとして対応します。
- 子どもの善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合があることや、被害者だけではなく加害者としても巻き込まれること、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、いじめという言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応も可能です。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断します。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、注意を払います。
- 子どもが互いの違いを認め合い、支え合いながら健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある子ども等、学校として特別な配慮を必要とする子どもについては、日常的に本人の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるものや子どもの生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすものが含まれることがあります。その場合は、被害者の意向や教育的な配慮をしながら、早期に警察へ相談・通報の上、連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、子ども同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの子どもにも生じ得ます。
- いじめは単に子どもだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係等、多様な背景から様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在や周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在、学級や少年団活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりします。
- 子ども一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや、子ども人間関係をしっかり把握し、全ての子どもが活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得ます。

- 子どもの発達段階に応じた男女平等,子ども,高齢者,障害のある人等の人権に関する意識や正しい理解,自他を尊重する態度の育成,自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ,互いの違いを認め合い,支え合うことができず,いじめが起こり得ます。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは,少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし,必要に応じ,被害者と加害者との関係修復状況等の事情も勘案して判断します。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは,少なくとも3か月を目安とする。ただし,いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は,この目安にかかわらず,教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により,より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は,相当の期間が経過するまでは,被害・加害の子どもの様子を含め状況を注視し,期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は,改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し,心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは,法第28条第1項により,次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する子ども等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する子ども等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命,心身又は財産に重大な被害については,

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等が該当します。

イの相当の期間については,不登校の定義を踏まえ,年間30日を目安としますが,子どもが一定期間,連続して欠席しているような場合には,上記目安に関わらず,迅速に対応します。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 永山南小学校が実施するいじめの防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国,道,市の各基本方針を踏まえながら,教育委員会が作成した「学校いじめ防止基本方針<策定の指針>」を活用し,本校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や内容を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

ア 策定の意義

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより,教職員がいじめを抱え込まず,かつ,いじめへの対応が個々の対応ではなく組織として一貫した対応となります。
- いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことは,子どもや保護者に対し,学校生活を送る上での安心感を与えるとともに,いじめの加害行為の抑止につながります。

イ 策定の留意事項

いじめの防止等全体に係る次の内容を盛り込みます。

- いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための本校としての包括的な方針
- 具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画(いじめ防止プログラム)
- いじめの把握,報告,適切な対応等のマニュアル
- いじめの早期発見に活用できるチェックリスト
- 学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直しの取組

(2) 子どもが主体となった取組の推進

いじめに向かわないために,学校全体で子ども同士が主体的にいじめの問題について考えたり,意見を交わしたり,いじめをなくす活動に取り組んだりします。

- 実態に応じた学校いじめ防止基本方針(子ども版)「いじめのない笑顔あふれる学校を」を低,中,高学年別に策定し,指導や話し合いの際に活用します。
- 様々な取組に全ての子どもがいじめ防止の取組の意義を理解し,主体的に参加できるような活動の工夫を図ります。また,いじめ防止強調月間を設定し,重点的に取組を推進します。

(3) 学校いじめ対策組織の設置

いじめの問題に組織的に対応するため,学校いじめ対策組織を設置します。

ア 設置の意義

いじめに対して,特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することによって,複数の目による状況の見立てが可能になります。

イ 設置の留意事項

次のことを踏まえて,構成します。

- 管理職,主幹教諭,生徒指導担当教員,特別支援コーディネーター,学年主任,養護教諭,学級担任で構成します。

- 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えます。
- 生徒指導担当教員が中心となり、組織の運営を図ります。
- 事案に関係の深い教職員を追加する等、適宜工夫・改善できる柔軟な組織とします。

次のことを踏まえて、体制の整備をします。

- 管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制を整えます。
- 全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制を整えます。
- 事実関係の把握、いじめかどうかの判断を組織的に行うことができる体制を整えます。
- 迅速に対応できるよう、招集参加に役割分担をする等、機動的に運用できる体制を整えます。

次の役割を位置付けます。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行います。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となります。
- いじめの早期発見・事案対応のため、いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行います。
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係する子どもに対する聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた子どもの支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行します。
- いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った子どもに対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施します。
- いじめ防止プログラムに基づき、校内研修を企画し、計画的に実施します。
- 学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行います。

(4) いじめ防止の取組

子どもがいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、子どもに対して傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

いじめ防止のため、次の取組を進めます。

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全体の共通理解を図ります。
- 子ども版「いじめのない笑顔あふれる学校を」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、子どもが容易に理解できる活動を進めます。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、子どもの社会性を育む取組を進めます。
- 子どもの発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、子どもが活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての子どもに提供し、子どもの自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける等の工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性等は、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

保護者の役割

保護者は、その保護する子どもに、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

(5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

ア 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施等により、いじめの早期発見に努めるとともに、子どもが日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

イ 子ども及び保護者に、養護教諭やコーディネーター、スクールカウンセラー等の活用や関係機関の電話相談について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

保護者の役割

保護者は日頃から家庭において、その保護する子どもとの会話やふれあいを通して生活の様子の変化や不安な気持ち等の兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べたりするようになる。

【夕（下校後）】

- 携帯電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがったりする。
- 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。
- 学校や友立ちの話題が減った。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないあざや傷あとがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 服が汚れていたり、破れていたりする。

〈H26 文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用〉

保護者は、いじめの対応の問題に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った子どもの保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

〈主な相談窓口〉

相談窓口	電話番号	受付時間
旭川市子ども総合相談センター	〈代表〉 0166-26-5500 〈子どもホットライン〉 0120-528506	月・木 8:45～20:00 火・水・金 8:45～17:15
子ども相談支援センター (北海道教育委員会)	0120-3882-56	毎日24時間
子どもの人権110番 (旭川地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
少年相談110番 (北海道警察本部)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30
旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)	0166-31-5511	月～金 9:00～16:00
法テラス旭川	050-3383-5566	月～金 9:00～17:00

(6) いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた子どもやいじめを知らせた子どもの安全を確保します。
- 子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

イ いじめを受けた子ども及びその保護者への支援

- いじめを受けた子どもから、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた子どもの見守りを行う等、いじめを受けた子どもの安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター(警察経験者)等、外部専門家の協力を得て対応します。

ウ いじめを行った子どもへの指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる子どもからも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発を防止します。
- いじめを行った子どもが抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた子どもに、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。

保護者の役割

- (1) 保護者は、子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解して対応するよう努めることが大切です。
- (2) 保護者は、子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、子どもが同じ過ちを繰り返すことがないように、子どもを見守り支えることが大切です。

(7) いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、関わる子どもを日常的に注意深く観察します。

(8) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、「重大事態発生後の対応フロー」に沿って速やかに対処します。

ア 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。

イ 教育委員会が、学校を調査の主体と判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において調査等を実施します。

ウ 重大事態に至る要因となつたいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。

エ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた子ども及び保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。

(9) いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア いじめ防止プログラム(年間計画)の作成や実施、修正については、保護者や地域住民の要望や評価を組み入れながら進めるよう努めます。

イ 必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えます。

(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

ア 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。

イ 毎月ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。

ウ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者に連絡し、速やかに削除してもらおう等の措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

保護者の役割

○ 保護者は、子どもの発達の段階を踏まえ、子どもの能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、子どもが納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。

○ 保護者は、子どもにSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないこと等を指導することが必要です。

(11) 取組の周知

いじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発します。

ア 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載する等して、子どもや保護者、地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにします。

イ いじめの問題の重要性、子どもの自主的な活動や学校の取組等を保護者懇談会で説明したり学校だよりに記載したりする等して、家庭、地域と共通理解を図ります。

(12) 学校いじめ防止基本方針の見直し

教育委員会が作成する「学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」の改訂や、本校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、点検と見直しを図ります。

(1) 学校いじめ対策組織を中心に、PDCAサイクルにより、点検・見直しを図ります。

(2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、取組の改善を図ります。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

〈いじめの把握〉

- いじめを受けた子どもや保護者
- 学級担任
- アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の子どもや保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー
- その他

〈いじめの報告〉

いじめ対策組織会議の開催

教育委員会への報告

【事実確認及び指導方針の決定】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた子ども及び保護者への支援
- 周囲の子どもへの指導
- 関係機関への相談(教育委員会, 旭川市子ども総合相談センター, 旭川児童相談所 警察等)

	いじめを受けた子ども	いじめを行った子ども	周囲の子ども
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の条件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されないことを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことがないように支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取組を説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭での指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> 関係する子ども及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等への協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断(解消の2要件を踏まえる)

【再発防止に向けた取り組み】

<p>○原因の詳細な分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理, 指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等外部の専門家による助言 <p>○学校体制の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 子ども理解の研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施 	<p>○教育内容及び指導方法の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子どもの居場所づくり, 絆づくり等, 学年・学級経営の充実 <input type="checkbox"/> 豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> わかる授業の構築や認め励まし伸ばす指導, 自己有用感を高める指導等, 授業改善の取組 	<p>○家庭, 地域との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 保護者アンケート, 学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 <input type="checkbox"/> PTA活動や地域行事への積極的な参加による子どもの豊かな心の醸成
---	--	---

重大事態発生後の対応フロー

【学校】 重大事態の発生

【重大事態発生の報告】

- (1) 学校から教育委員会へ
- (2) 教育委員会から市長へ
- (3) 教育委員会から北海道教育委員会へ

【調査主体の判断】

○教育委員会が事案の特性や経緯等により判断

【学校】

調査組織

※学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織

【教育委員会】

調査組織

※教育委員会の附属機関による調査

【調査の実施】

○質問紙や聴取り等による調査

【調査結果の情報提供・報告】

- (1) 教育委員会又は学校からいじめられた子供及び保護者に対する情報提供
- (2) 教育委員会から市長への報告

【必要に応じた再調査の実施】

○市長が必要と判断するときは、再調査を実施
※附属機関による再調査

【再調査結果の情報提供・報告】

- (1) いじめられた子供及び保護者に対する情報提供
- (2) 市長から市議会への報告

【調査結果を踏まえた対応】

当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

旭川市立永山南小学校 いじめ防止プログラム

—— は、未然防止の取組

- - - - は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学年代表者会議(定例) ○職員会議 ・学校いじめ防止基本方針 ・いじめ防止プログラム 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導交流会 ○児童(生徒)理解研修① ・児童生徒に関する情報交換 ・今後の支援について 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年代表者会議(定例) ○いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 ・1学期の反省 ・夏季休業中の指導 等 			<ul style="list-style-type: none"> ○学年代表者会議(定例) ○生徒指導交流会 ○職員会議 ・前期の反省 ・2学期の計画 等
	○授業観察交流						
	○教育相談の随時実施		○教育相談の実施				○教育相談の定例実施
	○子ども支援委員会の随時実施						
	○学校ネットバトル(毎月)						
○中1ギャップ解消等のための小中連携の推進	○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○道教委いじめ問題への取組状況の調査①	○市教委いじめに関する実態調査①			○道教委いじめ問題への取組状況の調査②	
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○学習及び生活の基本づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・子ども総合相談センター等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する一斉学習① ・学級活動又は道徳の時間 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査① ○全校集会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種調査の実施 	○ボランティア活動の実施		<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査② ○いじめに関する一斉学習② ・学級活動又は道徳の時間 ○全校集会の実施
	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針 ・ネットトラブル防止等の説明	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等			
	○学校いじめ防止基本方針の学校HPへの公開			○中学校との交流 ○永山南地区集会 ・1学期の取組と成果の交流			
	○保護者懇談						
	○いじめに関わる情報収集						
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針 ・ネットトラブル防止等の説明	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等			
	○学校いじめ防止基本方針の学校HPへの公開			○中学校との交流 ○永山南地区集会 ・1学期の取組と成果の交流			
	○保護者懇談						
	○いじめに関わる情報収集						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		<ul style="list-style-type: none"> ○学年代表者会議(定例) ○生徒指導研修会 ○職員会議 ・2学期の反省 		<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 ・3学期の計画 ・学校評価の結果 等 	○学年代表者会議(定例)	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 ・新年度計画 ・情報交換 等 ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
	○授業観察交流					
	○教育相談の随時実施	○教育相談の実施				
	○子ども支援委員会の随時実施					
	○学校ネットバトル(毎月)					
○校下小中学校との連携 ・授業参観 等	○道教委いじめ問題への取組状況の調査③	○市教委いじめに関する実態調査②				○市教委いじめに関する実態調査③
○いじめ・非行防止強化月間	○児童アンケート調査③		○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○全校集会の実施		
	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開	○全校集会の実施				
	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○中学校との交流 ○永山南地区集会 ・2学期の取組と成果の交流			○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等
○いじめに関わる情報収集						